

第481回広島海区漁業調整委員会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和4年1月26日(水) 午後1時15分～午後2時24分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室(広島市中区基町10-52) 他5か所
(ZoomによるWeb会議)

2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和4年1月19日(水)

招 集 者 会長 北 田 國 一

3 出席者

委員(13人) 北田國一, 川岡勝義, 高橋勝盛, 濱松照行, 箱崎照男, 米田輝隆,
樋口元武, 山田正通, 海野徹也, 川下求, 野田秀明, 高田幸典,
松下博紀

県(6人)	農林水産局水産課	課 長	木村 淳
	〃	主 査	小川 憲太
	〃	主 査	御堂岡慎吾
	西部農林水産事務所水産課	課 長	廣中 孝一
	西部農林水産事務所水産第二課	課 長	竹本 広司
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局(3人) 山根次長, 中林主査, 三浦主査

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 協議事項

第25号議案 漁業権免許方針(海面)について

(2) 報告事項

対岡山・香川・愛媛連合海区漁業調整委員会の事前協議について

6 議事の経過

午後1時15分, 事務局の山根次長から第481回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し,
委員総数15名に対し13名が出席しており, 本委員会が成立していることを報告した。

その後、議事録署名者に野田委員、高田委員及び松下委員を指名し、議事に入った。

(1) 協議事項

【第25号議案 漁業権免許方針（海面）について】

議長 はじめに、第25号議案「漁業権免許方針（海面）について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

山根次長 （議案内容により、25号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

御堂岡主査 （資料1により、海面漁業権の一斉切替に係るスケジュール及び免許方針の主な改正内容〔漁業法改正に伴う改正点、共同漁業権について実態がなくなった漁業を削除したこと、区画漁業権について免許対象漁業を追加したこと、改正漁業法に新たに規定された保全沿岸漁場など〕について説明した。）

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

箱崎委員 2頁のヒジキについて、実態はないけれど、漁業者が採捕したいと思っても遊漁者がどんどん採っている状況では良くない。このようなものは、広島県の各組合で1種共同漁業に入れるようにすべきではないか。船が沈むほど外国の人が採っていても罪にならない。漁業者がいざ採捕しようとしても、根こそぎ採られていて漁にならない。県も実態を調べていると思うが、東部は網漁業もダメ、タチウオもダメ、タコもダメという状況で、若い漁業者を何とか食べさせなくてはいけないが、遊漁者がどんどん採ってしまう状況では漁業者が獲るものがない。

御堂岡主査 そういった組合の事情は分かりますが、あくまで漁業として操業していることが前提になります。

箱崎委員 前に何人か操業していたが、体調を崩して止めている。やってみたいという組合員が出てきても、誰でも採ってもいいという状況のままではどうにもならない。どこの場所で採っているのか大体分かるが、大量にむしって逃げても保安部はどうにもできないのだから。

御堂岡主査 漁業として操業するという計画を踏まえて、漁業権を検討することになります。

箱崎委員 今は漁業権がないので、取り放題されてどうにもできない。

御堂岡主査 やはり、採捕や販売の実態があることが必要で、自家消費などは免許の対象となりません。漁協の方で実態をしっかり整理した上で、免許要望していただければと思います。

箱崎委員 共同第1種に加えてもらうよう考えてもらわなければ、教科書のようなことを言われては漁業者が締め付けられてしまう。

御堂岡主査 ヒジキに関しては、2頁に記載していますように「対象生物が生息しているのみで操業実態のないもの、経済的に採算が見込み難いものは、漁業権の対象としない。」とあります。逆に、操業実態があって経済的に採算が見込まれる場合は、漁業権の対

象になるということです。

北田議長 他にありませんか。

海野委員 基本的な質問なのですが、区画と共同で漁業権の免許期間が5年と10年と違ってありますが、これは資源管理上の何か根拠があって期間が違うのでしょうか。海区漁場計画を5年毎に設定するのであれば5年に統一しても良いのかと思ったのですが、広島県は区画漁業権も多いので、その辺のお考えをお聞かせください。

御堂岡主査 共同漁業権が10年、区画漁業権が5年と従前から免許期間として定められておりました。期間の違いについては即答できないのですが、今回の法改正によって共同漁業権の10年についても、漁場の環境や利用状況や社会経済的状況の変化などを踏まえて5年毎に見直すべきではないかということで、5年毎に海区漁場計画を定めるというように国が法改正をしたものと認識しています。

海野委員 それでは全国的に一緒ということですね。分かりました。

箱崎委員 共同漁業権は10年ということですよ。

御堂岡主査 免許期間は10年ですが、5年毎に海区漁場計画を見直すということです。

米田委員 私からは(14)の「ひおうぎがい養殖業」について質問があります。現在は試験的に育成されていて新設される養殖ですが、西部地区にとってはカキ養殖が主体ですので、ヒオウギガイがカキに対して害になるのではという懸念があります。ヒオウギガイの養殖というのはどうなのでしょう。

御堂岡主査 ヒオウギガイがカキに害を与えるのではないかと、ということですか。

米田委員 これまでカキ養殖では、アカフジツボなどによる被害が2、3年ありました。他にもいろいろな種類による被害があったと思います。今でもカキ養殖は不安定な状況ですので、広島湾でヒオウギガイを養殖するというのは懸念があります。

御堂岡主査 ヒオウギガイの要望があるのは、広島市漁協と大崎内浦漁協になります。今回は、大崎内浦で育成試験をされた結果、採算性が見込まれることが確認されたので、免許方針の中に入れております。ご指摘の件は、エサをめぐる競合はあると思われませんが、繁殖することでカキに付着するかどうかは知見を持っておりませんので、水産海洋技術センター等に確認したいと思います。組合の中で懸念する声が大きいなど、免許申請すべきでないということであれば、そこは組合内の判断になるかと思われま

米田委員 分かりました。

議長 他にありませんか。

なければ採決に移ります。第25号議案「漁業権免許方針（海面）について」は、原案のとおり策定することに異存ないということでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、第25号議案は原案に異存ない旨を回答いたします。

(2) 報告事項

【対岡山・香川・愛媛連合海区漁業調整委員会の事前協議について】

議長 続いて、報告事項に移ります。

「対岡山・香川・愛媛連合海区漁業調整委員会の事前協議について」、事務局から説明してください。

山根次長 (資料2により、各連合海区漁業調整委員会の開催日時・場所・議題及び各事務局との事前協議結果について説明した。)

議長 ただいま事務局から入漁協定に関する説明がありました。委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

濱松委員 途中で、ちょっと聞こえにくかったのですが。愛媛入漁の件は、どこまで進んでいるのでしょうか。

山根次長 愛媛県や愛媛海区事務局からは、広島から示した案について特に意見はありませんでした。しかし、連合海区の場では弓削島沖海域を19統としていることについて、実際にどういう意見が出るかは分からないとのことでした。詳細については、この後の協議会でご説明いたします。

濱松委員 分かりました。

(3) その他

議長 なければ、その他に移ります。

前回の委員会での質疑について、事務局から説明があるようです。事務局からの説明をお願いします。

山根次長 前回、松下委員から漁業権を免許した後に、異議申し立て・審査請求ができる制度があるのかどうかというご質問がございました。そのご質問に対し、私の方からそのような制度はない旨をお答えしましたが、制度としてはございますので、ここで訂正させていただくとともに、お詫び申し上げます。

補足説明をさせていただきますと、前回もご説明したように、県知事が漁場計画を立てたものについては計画どおりに免許してくださいという内容での申請でなければ、免許をすることはできません。こういう意味では、審査請求の制度があっても申請どおりに免許したということで、審査請求をするということは考えられませんが、次のような場合は審査請求をされる可能性があります。

例を2つ挙げますと、1つ目は、免許の申請をしようとしている者、Aとしますが、Aが望んでいた区域とは異なる区域を知事が漁場計画を立てた場合、Aが希望する区域で免許申請、漁場計画とは違う区域での免許申請をして免許を拒否された場合には、Aが審査請求をする可能性がございます。

2つ目は、漁協に免許する団体漁業権でなく、経営者への個別漁業権として免許

することを予定して知事が漁場計画を立てたものに対し、2者が免許申請して競願があった場合、どちらかが免許されないということが生じます。

このように免許を受けられなかった者が、これを不服として審査請求をする可能性があります。以上のように、免許後に不服審査請求をすることは可能です。ここに改めまして、前回の回答を訂正しお詫び申し上げます。

議長 長 ただいま事務局から訂正の説明がありました。松下委員よろしいでしょうか。

松下委員 大丈夫です。理解できました。

議長 長 他の委員からも、ご質問はありませんか。

なければ、本日予定していた議題はこれで終わりますが、委員の皆様から他に何かございませんか。

高田委員 音声聞こえづらいこともあるかと思いますが、議長が採決をとる際に挙手をした方が、全体の反応が分かって良いのではないかと感じました。

議長 長 ありがとうございます。次回からそのようにいたします。

議長 長 県や事務局から何かありませんか。

山根次長 (次回の委員会を3月中旬に予定していること、この委員会の後に連合海区委員会に係る事前協議会を行うことを案内した。)

議長 長 他にないようでしたら、これをもちまして第481回広島海区漁業調整委員会を終了します。慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

(午後2時24分 閉会)